

学校給食摂取基準策定に関する 調査研究協力者会議設置要項

平成29年1月18日
初等中等教育局長決定

1. 趣 旨

学校給食は、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供すること等により、成長期にある児童生徒の健康の保持増進及び体位の向上に大きく寄与しているところである。

現在、学校給食の献立作成の基準となっている学校給食摂取基準は、平成25年に改正されたものであるが、児童生徒の食生活の状況等を踏まえ、新たな学校給食摂取基準を策定するために、有識者による「学校給食摂取基準策定に関する調査研究協力者会議」を設置する。

2. 調査研究事項

- (1) 学校給食摂取基準について
- (2) その他

3. 実施の方法

実施に当たっては、有識者により構成される別紙の調査研究協力者により調査研究を行う。なお必要に応じて調査研究協力者を追加し、または調査研究協力者以外の協力を得ることができる。

4. 実施期間

平成29年1月18日(水)～平成30年3月31日(土)

5. その他

この調査研究に関する庶務は、初等中等教育局健康教育・食育課において処理する。

(別添)

学校給食摂取基準策定に関する調査研究協力者

氏名	職名
朝倉 敬子	東邦大学医学部 准教授
上西 一弘	女子栄養大学栄養学部 教授
木戸 康博	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
佐々木 敏	東京大学大学院医学研究科 教授
柴田 克己	滋賀県立大学人間文化学部 教授
瀧本 秀美	国立健康・栄養研究所 栄養疫学研究部長
長島 美保子	公益社団法人全国学校栄養士協議会 会長
中村 丁次	神奈川県立保健福祉大学 学長
松本 清江	横浜市立上寺尾小学校 栄養教諭